

議 長 日程第3「議案第12号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第12号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,028万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和4年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、診療所に導入しました電子カルテ一体型レセプトシステムに対して、県の保険給付費等交付金特別交付金として一旦国保会計に歳入されることに伴い、その交付金を繰入金として歳入するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。款、繰入金、項、特別会計繰入金、目、国民健康保険事業特別会計繰入金、こちらは国保診療所に導入しました電子カルテ一体型レセプトシステムに対して、県の国民健康保険事業に対する補助である保険給付費等交付金特別交付金として全額が補助されることに伴う繰入金の増額補正となります。県からは一旦国保会計に歳入され、診療所会計へ歳出するため、国民健康保険事業特別会計繰入金として303万6,000円の計上となります。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第12号令和4年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時10分より再開します。(9時58分)